

2023年1月27日(金曜日)

『船員行政ニュース』 1167 国土交通省海事局
船員政策課

船員の健康確保について

健康検査の結果に基づく船員の健康を 保持するための措置について

①健康検査項目の追加等

船員の健康を管理し、健康リスクとなつている生活習慣病を予防するために次の項目について、検査項目を追加。

- ・ 既往歴の調査
- ・ 業務歴の調査
- ・ 自覚症状および他覚所見の有無の検査
- ・ B M I の検査
- ・ 血色素量および赤血球数の検査等

②健康診断結果の把握と事後措置等

船員の健康を確保するためには、船舶所有者が健康診断の結果に関する医学的な所見を得て、必要な措置を実施し、保健指導につなげる必要がある。こうしたことから船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面を提出させなければならぬこととし、当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員について、医師の意見を聴かなければならぬこととした。

また、船舶所有者は医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、
①就業する場所の変更②作業の転換③労働時間の短縮
④夜間労働の回数の減少⑤休日の付与⑥乗船期間の短縮
―その他の措置を講ずるほか、船内の作業環境測定の実施、設備の設置または整備その他の適切な措置を講じなければならないこととした。

新制度の詳細については、次のURLのページを
ご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/
maritime_tk4_000032.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000032.html)

次回は③長時間にわたる労働に関する面接指導の実施についてご紹介します。

〔ファクスだより〕

[ファクスだより]

2023年2月●日(金曜日)

『船員行政ニュース』
116X
国土交通省海事局
船員政策課

船員の健康確保について

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX